（別記様式第５号）

第　　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　八頭町長

農業経営改善計画認定取消通知書

　　　年　　月　　日付けで認定した農業経営改善計画について、下記の理由により取消要件に該当しますので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条の第2項の規定に基づき認定を取り消したので通知します。

記

１　農業経営改善計画認定番号　　　　　　　　―　　　　号

２　農業経営改善計画認定何月日　　　　　　年　　　月　　　日

３　認定の有効期間　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

４　農業経営改善計画認定取消年月日　　　　年　　　月　　　日

５　取消理由

注

１　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、八頭町長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、八頭町を被告として（訴訟において八頭町を代表する者は八頭町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決裁があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。